

ライセンス確認書

非営利機関を対象とする蛍光蛋白質関連製品の非営利目的の研究に対する使用契約及びライセンス

お願い

- ▶ 株式会社医学生物学研究所との本ライセンス確認書（以下、本契約）をご記入・ご署名の上、弊社までご送付ください。当該書類を受領した後、製品発送となりますことご了承ください。
- ▶ 本製品の発送前に弊社担当者よりご使用目的の確認をさせていただく場合もございます。ご使用目的によっては、別途の契約が必要な場合もございますのであらかじめご了承ください。
- ▶ 本製品は、非営利目的の研究用としてのみ販売しております。営利目的、または工業用若しくは臨床用等にはご使用できません。左記以外の目的にはご使用にならないでください。また、第三者への譲渡若しくは再販売はなされないようお願いいたします。
- ▶ 営利・商業利用をご希望のお客様は下記問合せ先までご連絡ください。

1. 株式会社医学生物学研究所（以下、MBL）は自社の下記蛍光蛋白質関連製品（以下、本製品）を以下の条件にて販売、提供することに、また、末尾記載のライセンシー（以下、ライセンシー）はそれを以下の条件にて購入、使用することに同意する。本契約において、ライセンシーには、本製品を購入した、若しくはいかなる時点においても、本製品を利用（使用等を含む。但しこれに限定されない。）するいかなる人物若しくは組織が含まれるものとする。

記

本製品（ご購入いただいた製品）

カタログ番号	製品名

以上

2. 非営利目的の研究への使用に限り、MBLは本製品をライセンシーに販売することに同意する。ライセンシーは、本製品を第3項で規定する非営利機関の実施場所でのみ使用し、また事前のMBLの書面による同意なく、営利機関から資金等の提供を受けていない、若しくは営利機関にライセンスされる制約のない研究に限り使用されることに同意する。営利機関から直接・間接を問わず、資金等の提供を受けている、若しくは他の営利機関との協力にて研究を行う非営利機関は、MBL及び若しくはMBLより指定のある機関からの商業的使用に対するライセンスを本契約とは別途受けることとする。

記

組織 _____

住所 _____

(以下、該実施場所)

以上

4. MBLの事前の書面による同意なくライセンシーは本製品を該実施場所から移管、出荷、若しくは移動させてはならない。

5. 本契約におけるライセンスには以下の一切の権利許諾は含まないことにライセンシーは同意する。i)本製品のタンパク質及び若しくはポリペプチドをコードする核酸のコード領域の変更。 ii) 本製品、構成成分、派生物など本製品を変更した物等の販売その他第三者への提供。 iii) 本製品の営利・商業利用。

6. 第5項における営利・商業利用には、以下を含む。ただし、以下に限定されるものではない。 i) 直接、間接的に *in vivo* にて、遺伝子及び若しくは細胞治療のための多細胞生物への使用。 ii) 第三者への譲渡及び若しくは販売、再販売。 iii) 直接、間接的な生産のための使用。 iv) 薬剤開発などにおいて High throughput screening など化合物の評価のためのスクリーニングに対する使用。 v) 第三者委託サービス。 vi) 診断目的での使用。 vii) 品質管理及び品質評価プロセス。

7. ライセンシーによる若しくはライセンシーを通じての本製品の営利・商業利用に際しては、MBL及び若しくはMBLより指定のある機関からの別途、若しくは追加のライセンスを必要とする。

8. 本製品のタンパク質及び若しくはポリペプチドをコードする核酸のコード領域の変更の際には、MBL及び若しくはMBLより指定のある機関からの別途、若しくは追加のライセンスを必要とする。

9. ライセンシーは、本製品を扱うに際し、善良な管理者としての注意を払い、MBLの事前の書面による同意なく、いかなる利用目的にても本製品その構成成分、派生物などの変更した物を第三者へ販売、移管、譲渡若しくは本製品へのアクセスする機会を提供しないことを保証し、その責任を負うものとする。ライセンシーは、本製品の特性が完全には明らかにされておらず、未知であることを了解したうえで、本製品を使用等することに同意する。よって、本製品の

使用、取り扱い、格納等にあたっては妥当な思慮分別、注意をすることに合意し、またライセンシーがそれを怠ることによってMBLに発生する損害、費用、損失（第三者に支払った損害賠償金を含む）に対しては、ライセンシーはMBLに補償することに同意するものとする。

10. MBLの事前の書面による同意を得なければ、いかなる第三者に対しても本契約(ライセンスを含む)に係る権利義務の全部または一部をライセンシーからは移転承継できず、MBLの判断で留保することが出来る。本契約については、日本法に従って解釈され当事者間の法的関係が決定される。ライセンシーとMBLの間の紛争は日本国の東京地方裁判所の専属管轄とすることに同意する。

11. 本契約に拘束される期間は発効日（下記の署名・記名押印日）から開始し、いずれかの側からの書面による通知が無ければ、その利用が終了するまで本契約の全ての条項は拘束力を有する。契約期間が終了次第、ライセンシーは本製品の使用を中止し、当事者間での相互合意に応じて廃棄若しくは破棄することとする。

12. ライセンシーの本製品の使用について、MBLは明示・黙示を問わずいかなる表明、保証はせず、またライセンシーの本製品使用に対するクレームに対する責任を負わない。

13. MBLは、ライセンシーの個人情報を取得した場合には、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守し、MBLのホームページ掲出のプライバシーポリシーに則りライセンシーの個人情報の保護に万全を尽くすものとする。

14. MBLは本契約で得たライセンシーの個人情報については、下記の目的の範囲内で適正に取り扱う。

- * 当社およびその他子会社の商品サービス提供のため
- * 体外診断薬、試薬等に関する相談事項への連絡および対応のため
- * 体外診断薬、試薬等に関する情報提供、アフターサービスのため
- * ウェブサイトアクセス状況確認、メールマガジン配信のため
- * 法令に基づく関係省庁への届出等のため

15. 医学・薬学を含む生物学の研究者の方に関する個人情報については、下記の目的の範囲内で適正に取り扱う。

- * 研究用試薬の適正使用に関する情報及び学術情報の提供・収集・検討・伝達
- * 研究用試薬の納入先、使用実態、使用者ニーズ等の調査・把握
- * 医学・薬学を含む生物学分野における調査・研究

下記の日付において、ライセンシーはその代表者の署名・記名押印をもって合意を証し本契約を締結する。

ライセンシー

ご購入に際しては、下記項目すべてにもれなくご記入ください。ご記入頂けない場合には製品を発送出来ません。

住所 _____

組織 _____

所属・役職 _____

署名・記名押印 _____

署名・記名押印日 _____

電話番号 _____

FAX 番号 _____

E-mail _____

名古屋市中区栄四丁目5番3号 KDX名古屋ビル10F

株式会社 医学生物学研究所

事業本部 LSTR 事業部